

# 令和7年度分(6年中所得) 町民税・県民税申告書の手引き

## ■申告書の提出

提出期限：令和7年3月17日(月)

提出書類：申告書、収支内訳書(該当者のみ)、控除額を証する証明書等

提出方法：郵送するか税務課窓口または申告会場にお持ちください。

## ■住所・氏名等の記入

申告書表面の上部太枠内に記入する。

## ■収入金額等・所得金額の記入

収入金額：必要経費を差し引く前の総収入金額(申告書表面の右上部ア～シに記入する。)

必要経費：収入金額を得るために要した経費

所得金額：下記の計算方法により算出した金額(申告書表面の右中央部①～⑫に記入する。)

※必要に応じて申告書裏面にも記入する。

## 所得の種類と所得金額の計算方法

所得の種類	所得の内容	所得金額の計算方法
利子所得	公債、社債、預貯金などの利子	収入金額＝利子所得の金額
配当所得	株式や出資の配当、剰余金の分配など	収入金額－元本を取得するために要した負債の利子＝配当所得金額
不動産所得	家賃、地代、権利金など	収入金額－必要経費＝不動産所得の金額 ※「収支内訳書」を作成し計算する
事業所得	事業をしている場所に生じる所得 ・営業等 (漁業、製造業、小売業、サービス業など) ・農業(米、野菜、果樹など)	収入金額－必要経費＝事業所得の金額 ※「収支内訳書」を作成し計算する
給与所得	給与、賃金、賞与など	2ページ参照
譲渡所得	土地・家屋、株式などの資産を売った場合に生じる所得	収入金額－取得費及び譲渡費用－特別控除額＝譲渡所得の金額
一時所得	生命保険・火災保険等の満期一時金、競馬・競輪の払戻金など	収入金額－収入を得るために支出した金額－特別控除額＝一時所得の金額
雑所得	①公的年金等にかかる雑所得 ②業務にかかる所得 (原稿料、講演料又はネットオークションなどを利用した個人取引もしくは食料品の配達などの副収入) ③その他の雑所得(個人年金など)	①公的年金等に係る雑所得・3ページ参照 ②収入金額－必要経費＝業務にかかる雑所得 ③収入金額－必要経費＝上記以外の雑所得
退職所得	退職金、一時恩給など	(収入金額－退職所得控除額)×1/2＝退職所得の金額
山林所得	山林を売った場合に生じる所得	収入金額－必要経費－特別控除額＝山林所得の金額

## 【給与所得】

### 給与所得の速算表

給与の収入金額(A)	給与所得の金額(C)
～ 550,999 円	0円
551,000 円 ～ 1,618,999 円	(A)－550,000円
1,619,000 円 ～ 1,619,999 円	1,069,000円
1,620,000 円 ～ 1,621,999 円	1,070,000円
1,622,000 円 ～ 1,623,999 円	1,072,000円
1,624,000 円 ～ 1,627,999 円	1,074,000円
1,628,000 円 ～ 1,799,999 円	(A)÷4=(B)千円未満切捨て→(B)×2.4+100,000円
1,800,000 円 ～ 3,599,999 円	(A)÷4=(B)千円未満切捨て→(B)×2.8－80,000円
3,600,000 円 ～ 6,599,999 円	(A)÷4=(B)千円未満切捨て→(B)×3.2－440,000円
6,600,000 円 ～ 8,499,999 円	(A)×0.9－1,100,000円
8,500,000 円 ～	(A)－1,950,000円

### 所得金額調整控除

次の(1)もしくは(2)のいずれか、または両方に該当する場合は、それぞれの算式により計算した金額を(C)または(G)の金額から控除する。

(1) あなたの給与等の収入金額が850万円を超え、①～④のいずれかに要件を満たす場合

- ①あなた自身が特別障害者
- ②同一生計配偶者が特別障害者
- ③扶養親族が特別障害者
- ④扶養親族が年齢23歳未満(H14.1.2.以降生)

#### 【計算式(1)】

給与の収入金額	(D)※最高1,000万円
(D)－850万円	(E)
所得金額調整控除 (E)×0.1	(F)
差引金額(C)－(F)	(G)

右の(2)に該当しないときは、この金額を給与所得の欄に記載する。

(2) あなたに給与所得と公的年金等の雑所得がある場合で、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等の雑所得の金額の合計額が10万円を超える場合

#### 【計算式(2)】

給与所得控除後の給与等の金額 (C)の金額	(H)※最高10万円	
公的年金等の雑所得の金額	(I)※最高10万円	
所得金額調整控除 ((H)+(I))－10万円	(J)	
差引金額	(G)に金額がある場合 (G)－(J)	(K)
	上記以外の場合 (C)－(J)	

この金額を給与所得の欄に記載する。

## 【雑所得】(公的年金等)

### 公的年金等所得の速算表

◆65歳未満(昭和35年1月2日以後に生まれた方)

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
～1,299,999円	(A)－600,000円	(A)－500,000円	(A)－400,000円
～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
～9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円

◆65歳以上(昭和35年1月1日以前に生まれた方)

公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等に係る雑所得以外の合計所得金額		
	～10,000,000円	～20,000,000円	20,000,001円～
～3,299,999円	(A)－1,100,000円	(A)－1,000,000円	(A)－900,000円
～4,099,999円	(A)×0.75－275,000円	(A)×0.75－175,000円	(A)×0.75－75,000円
～7,699,999円	(A)×0.85－685,000円	(A)×0.85－585,000円	(A)×0.85－485,000円
～9,999,999円	(A)×0.95－1,455,000円	(A)×0.95－1,355,000円	(A)×0.95－1,255,000円
10,000,000円～	(A)－1,955,000円	(A)－1,855,000円	(A)－1,755,000円

## 【その他】

### ★「所得がなかった方」の記入方法

申告書表面の右中央部の所得金額⑫の欄に「0」と記入したあと、表面の左下部の「所得がなかった方の記載欄」に理由を記入してください。

### ★「収支内訳書」が必要な方

「一般用」、「農業用」、「不動産用」の3種類がありますので、事前に税務課窓口までお越しください。

### ★譲渡所得、一時所得、退職所得、山林所得のある方

所得計算が複雑な場合や「分離課税等用の申告書」が別に必要な場合がありますので税務課にお問い合わせください。

## ■所得控除の記入

申告書表面の⑬～⑳に記入する。 ※必要に応じて申告書裏面にも記入する。

(はじめに申告書表面の左部「所得から差し引かれる金額に関する事項」に詳細を記入したあと、控除額を表面の右下部「所得から差し引かれる金額」に記入する。)

### 所得控除の種類と控除額

控除の種類	要件等	
	控除額	
雑損控除	災害や盗難、横領によって住宅や家財などに損害を受けた場合	
	次のいずれか多い金額 ①(損失額－保険等により補てんされた額)－(総所得金額等×1/10) ②(災害関連支出の金額－保険等により補てんされた額)－5万円	
医療費控除	支払った医療費が一定金額以上ある場合 ※下記ⅠまたはⅡを選択	
	Ⅰ	(支払った医療費－保険等により補てんされた額)－{(総所得金額等×5/100)又は10万円のいずれか少ない額} (限度額200万円)
	Ⅱ	(支払った特定一般用医薬品等購入費－保険等により補てんされた額)－12,000円 (限度額8万8千円)
社会保険料控除	支払った国民健康保険、国民年金、介護保険、後期高齢者医療保険などの保険税・料、掛金がある場合(扶養されている方の公的年金等から差し引かれている社会保険料は控除対象外)	
	支払った額	
小規模企業共済等掛金控除	支払った第一種小規模企業共済掛金、確定拠出年金の個人型年金加入者掛金、地方公共団体が行う心身障害者扶養共済掛金がある場合	
	支払った額	
生命保険料控除	生命保険、個人年金保険、介護医療保険契約等に基づいて支払った保険料がある場合	
	①新契約(平成24.1.1以後に締結した保険契約等)	
	新生命保険料、介護医療保険料、新個人年金保険料に分けて、それぞれ下記のとおり計算した額	
	支払った保険料の合計額(A)	控除額
	1円～12,000円	(A)の全額
	12,001円～32,000円	(A)×1/2+6,000円
	32,001円～56,000円	(A)×1/4+14,000円
	56,001円～	28,000円
	②旧契約(平成23.12.31以前に締結した保険契約等)	
	旧生命保険料、旧個人年金保険料に分けて、それぞれ下記のとおり計算した額	
支払った保険料の合計額(A)	控除額	
1円～15,000円	(A)の全額	
15,001円～40,000円	(A)×1/2+7,500円	
40,001円～70,000円	(A)×1/4+17,500円	
70,001円～	35,000円	
③ ①と②、双方の保険料控除の適用を受ける場合、①+②(限度額28,000円) ※①・②・③の合計額が生命保険料控除額となる(限度額70,000円)		

控除の種類	要件等		
	控除額		
地震保険料控除	地震保険や旧長期損害保険契約等に基づいて支払った保険料がある場合		
	地震保険料と旧長期損害保険料に分けて、それぞれ下記のとおり計算した額		
	区分	支払った保険料の合計額(A)	控除額
	地震保険料 (1)	1円 ~ 50,000円	(A) × 1/2
		50,000円 ~	25,000円
	旧長期損害保険料 (2)	1円 ~ 5,000円	(A)の全額
5,001円 ~ 15,000円		(A) × 1/2 + 2,500円	
	15,001円 ~	10,000円	
(1)と(2)両方の契約がある場合、それぞれ計算した金額の合計額 (限度額25,000円)			
一つの保険契約において(1)、(2)のいずれにも該当する場合は、いずれか一方の契約にのみ該当するものとして計算			
寡婦・ひとり親控除	あなたが寡婦かひとり親である場合		
	区分	要件	控除額
	ひとり親	現に婚姻していない方又は配偶者が生死不明などの方で、次の①～③の全てにあてはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②総所得金額等が48万円以下の生計を一にする子がいること ③事実上婚姻関係と同等の事情にあると認める者がいないこと	30万円
	寡婦	上記の「ひとり親」にあたらぬ方で、次の①～③全てにあてはまる方 ①合計所得金額が500万円以下であること ②以下のいずれかに該当すること ◆夫と死別した後婚姻をしていない方又は生死不明などの方 ◆夫と離別した後婚姻をしていない方で、扶養親族を有する方 ③事実上婚姻関係と同等の事情にあると認める者がいないこと	26万円
勤労学生控除	大学、高校などの学生で、前年の合計所得金額が75万円以下で、合計所得金額のうち給与所得以外の所得金額が10万円以下である場合		
	26万円		
障害者控除	あなたや控除対象配偶者や扶養親族が障害者や特別障害者である場合		
	区分	要件等	控除額
	障害者 ・本人及び扶養親族 (同居要件等は無し)	精神障害者保険福祉手帳や身体障害者手帳をもらっている方など、精神や身体に障害がある方	1人につき 26万円
	特別 障害者	本人若しくは非同居の扶養親族 精神障害者保険福祉手帳1級、身体障害者手帳1・2級など、障害者のうち特に重度の障害のある方	1人につき 30万円
		同居扶養親族 上記の要件に該当がある扶養親族で同居している方	1人につき 53万円

控除の種類	要件等				
	控除額				
配偶者(特別)控除	あなたの前年の合計所得金額が1,000万円以下で、生計を一にする配偶者の前年の合計所得金額が133万円以下の場合				
			控除額		
			居住者の合計所得金額		
	区分	配偶者の合計所得金額	900万円以下	900万円超 950万円以下	950万円超 1,000万円以下
	配偶者控除	48万円以下	33万円	22万円	11万円
		老人控除対象配偶者 (昭和30年1月1日以前に生まれた方)	38万円	26万円	13万円
	配偶者特別控除	48万円超 95万円以下	33万円	22万円	11万円
		95万円超 100万円以下			
		100万円超 105万円以下	31万円	21万円	
		105万円超 110万円以下	26万円	18万円	9万円
110万円超 115万円以下		21万円	14万円	7万円	
115万円超 120万円以下		16万円	11万円	6万円	
120万円超 125万円以下		11万円	8万円	4万円	
125万円超 130万円以下		6万円	4万円	2万円	
130万円超 133万円以下	3万円	2万円	1万円		
	133万円超	適用なし			
扶養控除	あなたと生計を一にする親族で前年の合計所得金額が48万円以下の方を扶養している場合 ※ただし、扶養者が事業専従者である場合は対象外				
	区分	年齢	控除額		
	年少扶養親族	～ 15歳 (H21.1.2～R6.12.31生)	控除なし		
	一般の扶養親族	16歳～18歳 (H18.1.2～H21.1.1生) 23歳～69歳 (S30.1.2～H14.1.1生)	33万円		
	特定扶養親族	19歳～22歳 (H14.1.2～H18.1.1生)	45万円		
老扶養親族	同居老親等以外	70歳以上 (S30.1.1以前生)	38万円		
	同居老親等		45万円		
基礎控除	合計所得金額が2,500万円以下である場合				
	あなたの合計所得金額	控除額			
	2,400万円以下	43万円			
	2,400万円超～2,450万円以下	29万円			
	2,450万円超～2,500万円以下	15万円			
2,500万円超	0円(適用なし)				